

船舶事故調査報告書

平成30年5月23日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	衝突
発生日時	平成29年12月14日 10時05分ごろ
発生場所	北海道函館市戸井漁港南東方沖 戸井港南防波堤灯台から真方位107° 190m付近 (概位 北緯41° 43.0′ 東経141° 01.7′)
事故の概要	漁船第二たつ丸は、漂泊中、また、漁船金保丸は、東進中、両船が衝突した。
事故調査の経過	平成29年12月18日、主管調査官（函館事務所）を指名原因関係者から意見聴取実施済
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	A 漁船 第二たつ丸、1.26トン HK3-79228（漁船登録番号）、個人所有 B 漁船 金保丸、1.1トン HK3-124969（漁船登録番号）、個人所有
乗組員等に関する情報	A 船長A、一級小型・特殊・特定 B 船長B、二級小型
負傷者	A 軽傷 2人（船長A及び甲板員A） B なし
損傷	A 右舷船尾部外板に亀裂 B 船首部外板に擦過傷
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 北西、風力 3、視界 良好 海象：波高 約0.5m
事故の経過	A船は、船長A及び甲板員（以下「甲板員A」という。）が乗り組み、戸井漁港南東方沖で船首を南方に向けて漂泊し、なまこすくい網漁を行っていた。 A船は、船長Aが、西方から接近するB船を視認したが、漂泊中のA船をB船が避けてくれると思い、漂泊を続けていたところ、B船がA船を避けずに接近するので、船外機を操縦して衝突を回避しようとしたものの、B船と衝突した。 船長A及び甲板員Aは、肩、背中等にそれぞれ打撲傷を負った。 B船は、船長Bほか1人が乗り組み、漁場を移動する目的で、船長Bが船尾部で船外機を操縦し、約17ノットの対地速力で東進していた。 B船は、船首浮上により船首方に死角を生じており、船長Bが、時々立ち上がって見張りを行っていたが、船首方に他船を認めなかったため、船首方に他船はいないと思って航行を続けていたところ、至近にA船を認め、減速するとともに左舵を取ったものの、A船と衝突

	した。
分析	<p>A船は、漂泊中、船長Aが、西方から接近するB船を視認した際、漂泊中のA船をB船が避けてくれるものと思い、衝突を避けるための措置が遅れたことから、B船と衝突したものと考えられる。</p> <p>B船は、東進中、船長Bが、船首方に他船はいないものと思い、船首を左右に振るなどして船首方の死角を補う見張りを適切に行っていなかったことから、漂泊中のA船に気付くのが遅れ、A船と衝突したものと考えられる。</p>
原因	<p>本事故は、A船が漂泊中、B船が東進中、船長Aが衝突を避けるための措置が遅れ、また、船長Bが船首方の死角を補う見張りを適切に行っていなかったため、両船が衝突したものと考えられる。</p>
参考	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 漂泊中に接近する他船を認めた場合、衝突のおそれの有無を判断するとともに、余裕のある時機に衝突を避けるための措置を講じること。 ・ 船首方に死角を生じている場合、船首を左右に振るなどして船首方の死角を補う見張りを適切に行うこと。